

税務

遺贈による登録免許税の負担者は誰か？

遺贈土地以外の財産を相続した「法定相続人」が負担すべきと判示

要約

- 遺贈された土地に係る登録免許税は、土地を取得した「受遺者」ではなく、土地以外の財産を取得した「法定相続人」が負担すべきと判示（東京地裁平成26年3月13日判決）。
- 遺言執行費用に該当する登録免許税は、遺贈された土地が離脱した後の相続財産の負担となるため、法定相続人が負担すべきと判断。

登録免許税は、相続や贈与により取得した土地などについて、その所有権の登録（登記）を被相続人などの名義から取得者の名義に変更する際に発生する国税の1つだ。具体的には、相続により取得した土地の名義を変更する場合は、その土地の固定資産税評価額に1,000分の4（贈与の場合は1,000分の20）を乗じた金額が課税される。

今回紹介する裁判事例で問題となったのは、本件土地を遺贈により取得した原告（受遺者・財団法人）が本件土地を原告名義に変更する登記を行う際に負担した本件登録免許税（約1億5,000万円）について、本件土地を遺贈により取得した「原告（受遺者）」と本件土地以外の財産を相続により取得した「被告（法定相続人）」のどちらが負担すべきであるかという点だ。

この点、原告（受遺者）は、本件登録免

許税は遺言（本件土地を受遺者に遺贈する旨）の執行に必要な費用であるから、遺言執行費用に該当すると指摘。遺言執行費用は相続人が負担すべきものであるため、本件登録免許税は唯一の法定相続人である被告が負担すべきであると主張していた。

対する被告（法定相続人）は、遺贈により所有権移転登記を受ける原告（受遺者）が登録免許税の納付義務者であると主張。また、仮に本件登録免許税が遺言執行費用に該当するとしても、法定相続人だけが負担すべきものと解するべきではなく、受遺者も負担すべきなどと主張していた。

裁判所は、民法1021条の規定（下掲参照）を踏まえ、遺言執行費用である本件登録免許税は被告（法定相続人）の遺留分を侵害しない限り、相続開始時点において遺贈の目的物が相続財産から離脱した後の相続財産の負担になると指摘。本件では、本件登録免許税を被告（法定相続人）に負担させても遺留分を侵害するものではないため、本件登録免許税は、遺贈の目的物が相続財産から離脱した後の相続財産を法定相続した被告（法定相続人）が負担すべきであると結論付けた。

民法1021条(遺言の執行に関する費用の負担)

遺言の執行に関する費用は、相続財産の負担とする。ただし、これによって遺留分を減ずることができない。